平成23年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局が発注する建設工事に係る総合評価競争入札(以下「総合評価方式」という。)の実施に関する事務取扱について、 法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において総合評価方式とは、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(政令第16 7条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格のほかに、 価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、防府市上下水道局にとって最も 有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要綱は、一般競争入札又は指名競争入札により発注しようとする 工事で、防府市上下水道局発注工事等請負業者選定事務要綱(昭和61年3 月1日制定)第4条に規定する指名業者審査委員会(以下「指名審査会」と いう。)において総合評価方式での発注を検討し、同方式で発注することを 決定された工事に適用する。

(総合評価方式の決定)

第4条 総合評価方式の実施に当たっては、当該工事の規模や、工事内容、技術的な工夫の余地等の技術的難易度に応じて、次の総合評価方式の型式(以下「型式」という。)の中から適用する型式を決定する。

## (1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、一般的又は維持的な工事を対象とし、施工 の確実性を確認するために、同種工事の経験、工事成績等に基づいた技術評 価と入札価格を総合的に評価する。

## (2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、施工の確実性を確認するため に、簡易な施工計画や同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力を評価し、 入札価格と総合的に評価する。

## (3) 標準型

高度な技術提案を要する工事について、環境の維持、交通の確保、工期の 縮減、特別な安全対策等の技術提案を求め、入札価格と総合的に評価する。 (学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 防府市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、総合評価 方式の実施に当たり、落札基準を定めようとするときは、学識経験者からな る山口県土木建築部建設工事総合評価審査委員会の意見を聴かなければなら ない。

(入札参加者への周知)

- 第6条 第3条の規定により総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入 札に参加を希望する者に次の事項を周知しなければならない。
  - (1) 総合評価方式である旨
  - (2) 総合評価方式に係る落札者決定基準等
  - (3) 提出を求める総合評価に係る資料(以下「技術提案資料」という。) の内容及び提出日等必要事項
  - (4) 資料作成説明会の有無
  - (5) 虚偽資料の提出に対する措置
  - (6) 技術提案資料の作成に要した費用は入札参加者の負担とする旨
  - (7) 技術提案資料を指定された日までに提出しない者の入札書は無効とする旨
  - (8) その他必要な事項

(技術提案資料の提出)

- 第7条 入札参加希望者は、指定された日までに、技術提案資料を提出するものとする。
- 2 前項の規定による提出の時期については、原則として次の各号のとおりと する。
  - (1) 一般競争入札又は制限付き一般競争入札による場合(受注希望型指名 競争入札を含む。)は、入札参加申請書提出時
  - (2) 指名競争入札による場合は、入札書提出時
- 3 提出された技術提案資料は返却しない。また提出された技術提案資料の訂

正、差し替えは、認めない。

(落札者決定基準)

第8条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及び その他必要な基準を定める。

(評価基準)

- 第9条 評価基準は、技術力等に係る評価項目及び得点配分とする。
  - (1) 評価項目

評価項目は、施工計画、高度な技術提案、企業の技術的能力、配置予定技術者の技術力、企業の地域精通度・地域貢献度とし、工事の目的・内容により必要となる技術的要件に応じて設定する。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定めるもの とし、評価項目毎の得点の合計により、加算点を算定する。

(評価の方法)

第10条 価格及び技術力等に係る総合評価は、標準点(100点)に前条の加 算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格 で除す次式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

技術評価点=標準点+加算点

評価値=技術評価点/入札価格

(入札)

- 第11条 入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。
  - (1) 指名審査会において評価値及び入札参加資格の確認を行ったうえで、 落札者を決定すること。
  - (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。
- 2 技術提案資料を第7条第1項により定められた時期までに提出しない者の 入札書は無効とする。

(落札者決定の方法)

第12条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を 落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査において不落札とならないこと。
- 2 評価値について指名審査会に諮った後、落札者を決定する。
- 3 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札 者を決める。

(技術提案資料の審査)

- 第13条 技術提案資料の審査は、指名審査会において行うものとする。
- 2 技術提案資料の審査に当たっては、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、あわせて記載事項の確認を行う。

(入札結果の公表)

- 第14条 技術提案資料の評価結果、入札価格及び評価値については公表する。 (施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置)
- 第15条 実際の施工に際しては、技術提案の内容を満たした施工がされている ことを確認する。
- 2 技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、再度の施工を行わせる。ただし再度の施工が困難な、あるいは合理的ではない場合は不誠実な行為として取り扱う。また、あわせて工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点する。
- 3 技術提案資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も同様 の措置とする。
- 4 技術提案が不履行の場合及び虚偽の記載があった場合の措置の内容については、指名審査会に諮り決定するものとする。

(技術提案の保護)

- 第16条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用 されている状態となった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。た だし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。 (技術提案資料の作成費用)
- 第17条 入札参加者が技術提案資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者 の負担とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要 に応じて管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成26年6月26日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。